

葛巻町農業委員会 第9回総会議事録

1 日 時 令和4年3月25日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2 会 場 葛巻町役場 第4会議室

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農地等の利用状況報告書の受理について

報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて

議案第7号 令和4年度農作業賃金標準額(案)の承認について

議案第8号 農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて

4 出席委員

① 深 澤 進 ② 門 場 政 一 ③ 藤 森 康 隆

④ 上 家 照 男 ⑤ 川 崎 美由起 ⑥ 久 保 淳

⑦ 落 宰 勝 ⑧ 星 野 順 子 ⑨ 外 平 静 子

5 欠席委員

6 議事録署名委員

③ 藤 森 康 隆 ⑥ 久 保 淳

7 書記(農業委員会事務局)

松 浦 利 明 (事務局長) 松 尾 さゆり (主 幹)

事務局長 お疲れ様でございます。
本日は、議案8号でご提案申し上げますが、令和4年度の人事異動により転入されるお二方からも総会を傍聴いただいております。
それでは、葛巻町農業委員会第9回総会を開催いたします。
会長より、あいさつを頂戴した後、議長となり議事を進めてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長 【あいさつ】

ご苦労様です。
年度末を迎えまして大変慌ただしくなっております。
今、局長から話がありまして、皆さんお察しがついたと思いますが、一昨日役場の人事の内示が出まして、松浦局長が総務課長、松尾主幹が教育委員会次長。
事務局には総務課長の服部課長が来ますし、議会事務局から和野補佐が来ることになりました。
後でご挨拶いただきますのでよろしくをお願いします。
また、八重樫さんは旦那さんの転勤にともないまして退職となります。
それから3月17日遊休農地解消対策事業ということで、二戸市の浄法寺に漆の研修に行ってきました。
話を聞いてちょっとがっかりというか、思ったような内容ではなかったと思っている人もいるかと思いますが、使えない農地を放っておいても荒れるだけなので、来年度から漆も進めていきたいと考えていますので、皆さんのご協力よろしくをお願いします。
時間もありませんので、漆の件については後日時間をとって報告したいと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 【開 会】

それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第9回総会を開会いたします。
本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

議 長 《日程第 1》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、3番藤森委員、6番久保委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の松浦事務局長と松尾主幹を指名いたします。

議 長 《日程第 2》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。
会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議 長 《日程第 3》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】

松尾主幹。
はい。お手元の会務報告をご覧ください。

月 日	内 容		出 席 者
2月25日(金)	農地中間管理機構との賃貸借契約締結 (役場 相談室)		岩手県農業公社職員 事務局職員
3月3日(木)	農作業標準賃金等設定検討会 (役場 第4会議室)		関係機関(3名) 委員等(5名) 事務局(2名)
3月4日(金) ~15日(火)	3月定例議会 (役場 議場)		深澤会長 松浦事務局長
3月10日(木)	第4回地域農業マスタープラン実践塾 (盛岡市 岩手教育会館)		松尾主幹
3月11日(金)	家族経営協定推進研修会 (盛岡市 エスポワールいわて)		松尾主幹
	経営戦略セミナー (盛岡市 サンセール盛岡)		吉田係長
	第17回女性の農業委員会活動推進シンポジウム (オンライン)		欠席
3月14日(月)	農業委員会事務局ミーティング (役場 農業委員会事務局)		事務局職員
3月15日(火)	集落座談会	橋場生活改善センター・江刈農村センター	深澤会長・木戸場推進委員
		遠矢場林業研修センター・五日市生活改善センター	川崎委員・久保委員・市村推進委員・辰柳推進委員
3月16日(水)	現地確認調査 (町 内)		藤森委員 久保委員 松浦事務局長 吉田係長
	第72回常設審議委員会 (盛岡市 エスポワールいわて)		松尾主幹
	集落座談会	元木生活改善センター・小屋瀬農村センター	落宰委員・外山推進委員
ゆきわり荘・土屋川生活改善センター		芳田推進委員	
3月17日(木)	集落座談会	星野生活改善センター・小田林業研修センター	遠藤推進委員
		冬部生活改善センター・田野構造改善センター	柳岡推進委員

	農業委員会視察研修（遊休農地解消対策事業） （二戸市 二戸市役所浄法寺総合支所）		委員等（7名） 事務局（4名）
3月18日（金）	集落座談会	総合センター	星野委員・藤森委員・ 外平委員・酒多推進委員
3月22日（火）	県交付金・補助金事業完了検査 （役場 相談室）		松尾主幹 吉田係長
3月24日（木）	個人経営の法人化に係る研修会 （盛岡市 サンセール盛岡）		吉田係長

議 長 以上でございます。
ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議 長 **《日程第4》**

次に日程第4「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

議 長 **【主幹 挙手】**

松尾主幹。

議案書は1ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件受理しましたので、ご報告いたします。

相続登記が完了したことにより届出があったものです。

地目、面積等は記載のとおりです。

なお、受理通知書につきましては、それぞれ3月18日に送らせていただいております。

以上でございます。

議 長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

議 長 **【3番 藤森委員 挙手】**

藤森委員。

現地確認結果を報告します。

この案件は、畑1筆を相続したものです。現地は、農地として利用されてはいない状況でした。今後、非農地判断も必要ではないかと思われました。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

議 長 久保委員。
6 番 現地確認結果を報告します。
1番と2番の土地は、一体的に利用されており、牛舎、バンカーサイロ、堆肥舎等
が一体的に整備されておりました。
以上です。
議 長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。
【「なし」の声】
議 長 ないようですので、以上で報告第5号を終了いたします。

《日程第9》

議 長 次に日程第9「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決
定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議 長 松尾主幹。

主 幹 議案書は6ページをご覧ください。

本日の農地法第3条の案件は1件でございます。

●●地区の●●●●さん所有の畑1筆381㎡を、●●地区の●●●●さんへ無償移
転するものです。

申請地の位置図は、12ページをご覧ください。

営農計画書が10ページ、調査書は、11ページに記載しておりますが、今後も農地と
して利用していくものと思われます。

なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けております
ので、併せて申し添えます。

以上でございます。

議 長 この事案はそれぞれ現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番藤森
委員にお願いします。

【3番 藤森委員 挙手】

議 長 藤森委員。

3 番 現地確認結果を報告します。

当該土地は、農地として野菜が作付けされているものと思われました。

以上です。

以上で説明が終わりました。

議 長 これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求めること
について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定を求め
ることについて」を原案のとおり承認することに決定いたします。

《日程第10》

議長 次に日程第10「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対
する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。
主幹 議案書は14ページをご覧ください。
今月の農地法第5条の許可申請は1件となります。
●●地区の●●●●さん所有の●●第●地割字●●の畑1筆651㎡を娘である●●
●●さんとその婿である●●●さんが共有名義で個人住宅建築と駐車場等を目的とし
た、貸借期間30年という期限付きの転用となります。
位置図は19ページをご覧ください。
配置図は17ページをご覧ください。
現在居住している自宅に近く、酪農業を営んでいるため作業場である牛舎に近いこ
とから、総合的に判断し、他の農地への代替性はないものと判断いたしました。
また、18ページの調査書に記載のとおり、すべての項目を満たしており、許可相当
と思われます。
なお、地区担当の中崎推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けております
ので、併せて申し添えます。
以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番久保委員にお
願いします。

【6番 久保委員 挙手】

議長 久保委員。
6番 現地確認結果を報告します。
当該土地は、農地の形状をしておりました。
現在、住んでいる住宅から近く、隣接地の状況等からみても、住宅を建築するには
最も適切な場所だと思われました。
以上です。

議長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定
を求めることについて」を原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり、許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。
主幹 議案書は21ページをご覧ください。
「所有権移転分」について、ご説明いたします。
岩手県農業公社が所有している●●第●●地割字●●の田5筆6,535㎡を●●地区の●●●●さんへ売買するものです。
利用目的、売買価格等はお目通しください。
以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第12》

議長 次に日程第12「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。
主幹 議案書は22ページをご覧ください。
今月の一括方式の案件は3件です。
1件目から3件目まで、●●●地区の●●●●さんが●●地区の農地の利用集積を図るため、亡き●●●●さん相続人代表●●●●さんほか2名の方々と、農地中間管理機構である岩手県農業公社を通して、賃貸借するものです。
すべて、新規の案件となります。
利用目的、賃借料等はお目通しください。

議 長 以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 **【「異議なし」の声】**

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議 長 議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員です。

議 長 よって議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

議 長 **《日程第13》**

議 長 次に日程第13「議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

議 長 事務局より議案の説明を求めます。

議 長 **【主幹 挙手】**

議 主 幹 松尾主幹。

議 主 幹 議案書は23ページをご覧ください。

議 主 幹 「利用権貸借分」について、ご説明いたします。

議 主 幹 1件目は、●●●●地区の●●●●さん所有の田畑4筆合計21,712㎡を、同地区の●●●●さんと賃貸借するものです。

議 主 幹 2件目は、●●●地区の●●●●●さん所有の田2筆3,658㎡を、同地区の●●●●●さんと使用貸借するものです。

議 主 幹 すべて再設定の案件となります。

議 主 幹 利用目的や期間、賃借料などについては、それぞれ、お目どおしいただきたいと思っております。

議 長 以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 **【「なし」の声】**

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 **【「異議なし」の声】**

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議 長 議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員です。

議 長 よって議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第14》

議長 次に、日程第14 「議案第6号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【主幹 挙手】

議長 松尾主幹。

主幹 議案書は24ページからご覧ください。

●●地区の●●●●さん所有の●●第●地割字●●の畑1筆1,417㎡です。

25ページをご覧ください。

農地以外の目的に供されるに至った事由は、約43年ほど前に、農地に建物を建てる場合は、農地転用許可が必要だということを知らずに灯油の地下タンクや倉庫を建築したものです。

申請地の位置図につきましては、26ページをご覧ください。

現在も、地下タンクや倉庫は継続使用されていることから、今後、農地として使用することはないものと思われます。

なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので併せて申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を3番藤森委員にお願いします。

【3番 藤森委員 挙手】

議長 藤森委員。

3番 現地確認結果を報告します。

当該土地には、倉庫が建っており、残りは、車両の駐車スペースとなっております。

以上です。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第6号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって、議案第6号「農地法の適用外証明願に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

《日程第15》

議長 次に日程第15「議案第7号 令和4年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】
主 幹 松尾主幹。
議案書は27ページからご覧ください。
令和4年度の農作業賃金標準額につきましては、先ほど、総会前に農政小委員長より説明がありましたとおり、2月22日に農政小委員会で原案を作成し、その後3月3日に農作業賃金等設定検討会を開催して内容を精査したものが、標準額表(案)となっております。
28ページをご覧ください。
新年度との変更点は、岩手県最低賃金が昨年10月に793円から821円に改定されたことに伴い、作業別賃金の標準額を200円ずつ引き上げることで見直しを行ったものです。
それに伴い、超過時間給と時間給も値上げとなっています。
これは、岩手県の最低賃金が示されるのが毎年10月頃とされており、年度途中で賃金が値上げされた場合でも、来年の3月までに最低賃金を下回らないよう標準額を設定しております。
また、岩手県農業会議の指針に基づき、他市町村の状況を踏まえ、作業機ごとの農作業請負料金についても、100円程度の値上げを行ったものです。
以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

議 長 【「なし」の声】
ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 【「異議なし」の声】
異議なしと認め、採決に移ります。
議案第7号「令和4年度農作業賃金標準額(案)の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議 長 【挙手全員】
挙手全員です。
よって議案第7号「令和4年度農作業賃金標準額(案)の承認について」は原案のとおり決定し、4月1日から適用することになりますので、よろしく願います。

議 長 《日程第16》
次に日程第16「議案第8号 「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」を議題に供します。
事務局より議案の説明を求めます。

議 長 【主幹 挙手】
主 幹 松尾主幹。
議案書は、29～30ページをご覧ください。
農業委員会事務局職員を次のとおり任免することについて、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、委員会の承認を求めるものでございます。
令和4年度の人事異動により、4月1日付けで松浦事務局長が総務課へ、松尾が教育委員会こども教育課へ異動となります。
なお、新任といたしまして、事務局長として総務課より服部隆行、事務局長補佐と

して議会事務局より和野美歌が配属となりますのでよろしくお願いいたします。
詳細は、別添で人事異動調書を配付しておりますので、そちらをご覧ください。
以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第8号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第8号「農業委員会事務局職員の任免に関し承認を求めることについて」は原案のとおり決定いたします。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第9回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

令和4年3月29日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____